

(議案その二)

令和六年六月

定例島根県議会議案(条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

令和6年6月10日

島根県知事 丸 山 達 也

第89号議案	特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	1
第90号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	3
第91号議案	特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	5
第92号議案	県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	7
第93号議案	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	9
第94号議案	東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例	10
第95号議案	島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例	11
第96号議案	貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	12

第97号議案	島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	13
--------	-----------------------------------------	----

第89号議案

特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和23年島根県条例第88号)の一部を次のように改正する。

第1号表中「1,240,000円」を「1,280,000円」に、「970,000円」を「1,000,000円」に、「775,000円」を「800,000円」に、「650,000円」を「670,000円」に改める。

(島根県病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 島根県病院事業管理者の給与等に関する条例(平成19年島根県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「775,000円」を「800,000円」に改め、同条第2項中「970,000円」を「1,000,000円」に改める。

(非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第3条 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例(昭和27年島根県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

職 名	報 酬 額
教育委員会の委員	月額 190,000円
選挙管理委員会の委員	
委員長である委員	日額 38,300円
その他の委員	日額 31,900円
人事委員会の委員	
委員長である委員	月額 231,000円
その他の委員	月額 190,000円
非常勤の監査委員	

識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額	276,000円
議会の議員のうちから選任された監査委員	月額	108,000円
公安委員会の委員		
委員長である委員	月額	231,000円
その他の委員	月額	190,000円
労働委員会の委員		
会長である委員	月額	231,000円
その他の公益委員	月額	190,000円
労働者委員及び使用者委員	月額	164,000円
収用委員会の委員		
会長である委員	日額	38,300円
その他の委員	日額	31,900円
海区漁業調整委員会の委員		
会長である委員	日額	38,300円
その他の委員	日額	31,900円
内水面漁場管理委員会の委員		
会長である委員	日額	38,300円
その他の委員	日額	31,900円

第3条第1項中「12,800円」を「13,300円」に改め、同条第3項中「10,900円」を「11,300円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。

第90号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「公共土木施設災害応急作業従事手当」を「災害応急作業等従事手当」に改める。

第12条を次のように改める。

（災害応急作業等従事手当）

第12条 災害応急作業等従事手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 職員が豪雨等異常な自然現象下において重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある県又は知事が管理する河川、道路その他の公共土木施設で人事委員会規則で定めるものにおいて次に掲げる作業に従事したとき。

ア 巡回監視

イ 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査

(2) 職員が噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業に従事したとき。

(3) 職員が前2号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号アの作業 710円（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）

(2) 前項第1号イ及び第2号の作業 1,080円

(3) 前項第 3 号の作業 1,080円を超えない範囲内において、それぞれの作業
に応じて人事委員会規則で定める額

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第 1 項の手当の額は、そ
れぞれ当該各号に定める額（同一日において当該各号に掲げる場合のいずれに
も該当するときは、第 2 号に定める額）とする。

(1) 作業が夜間（日没時から日出時までの間をいう。）において行われた場合
前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項
に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

第39条第 5 項の表第 1 号を次のように改める。

1	特殊現場作業従事手当（第11条第 1 項第 5 号に係る ものに限る。） 災害応急作業等従事手当 原子力災害応急作業従事手当
---	-------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の特務手
当に関する条例の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

第91号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を
改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第8条の2第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、「特別償却設備」という。）の次に「のうち同法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設に係るもの以外のもの（以下この項において「特定業務児童福祉施設に係るもの以外の特別償却設備」という。）」を加え、「当該特別償却設備」を「当該特定業務児童福祉施設に係るもの以外の特別償却設備」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例（第7条第1項の改正規定、第8条の2第1項の改正規定（「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める部分に限る。）及び同条第2項から第4項までの改正規定に限る。）による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例第7条第1項及び第8条の2の規定は令和6年4月1日から、この条例（第8条の2第1項の改正規定（「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める部分を除く。）に限る。）による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例第8条の2第1項の規定は令和6年4月19日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等

に関する条例（次項において「旧条例」という。）第7条第1項に規定する過疎地域のうち産業振興促進区域内において、青色申告書を提出する法人若しくは個人又は通算親法人若しくは当該通算親法人による通算完全支配関係にある通算子法人が、同項に規定する製造業等の用に供するため、令和6年4月1日前に同項の規定に該当する設備を取得等した場合における課税免除については、なお従前の例による。

3 旧条例第8条の2第1項に規定する地方活力向上地域内において、同項又は第4項に規定する法人又は個人が、令和6年4月1日前に地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第3項の認定を受けた場合における課税免除又は不均一課税については、なお従前の例による。

4 令和6年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に、附則第1項の規定によりこの条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第7条第1項又は第8条の2の規定の適用を受けべき要件に該当することとなった者に係る新条例第13条第1項第1号から第4号までの規定の適用については、同項第1号中「又は同条第2項の規定により修正申告書を提出する日」とあるのは「若しくは同条第2項の規定により修正申告書を提出する日又は特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年島根県条例第 号。以下この項において「令和6年改正条例」という。）の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」と、同項第2号中「当該納期の末日）」とあるのは「当該納期の末日）又は令和6年改正条例の施行の日の属する月の翌日の末日のいずれか遅い日」と、同項第3号中「いずれか遅い納期の末日）」とあるのは「いずれか遅い納期の末日）又は令和6年改正条例の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」と、同項第4号中「当該納期の末日）」とあるのは「当該納期の末日）又は令和6年改正条例の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」とする。

第92号議案

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 災害応急業務等従事手当

第20条を第21条とする。

第19条に次の1項を加える。

2 同一日において、災害応急業務等従事手当及び原子力災害応急作業従事手当が支給されることとなるときは、これらの特殊勤務手当のうちその額のいずれか高いものの一を支給する。

第19条を第20条とする。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（災害応急業務等従事手当）

第18条 災害応急業務等従事手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 県立学校の教育職員又は市町村立学校の教職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う被災した児童若しくは生徒に対する学習指導その他の学校教育活動の支援に係る業務で心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるものに従事したとき。

(2) 県立学校の教育職員又は市町村立学校の教職員が前号に掲げる業務に準ずるものと教育委員会が認める作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、1日につき、1,080円を超えない範囲内において、それぞれの業務等に応じて教育委員会規則で定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一日において当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、第2号に定める額）とする。

(1) 業務等が夜間（日没時から日出時までの間をいう。）において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 業務等が教育委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。

第93号議案

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「同項第1号の作業のうち著しく危険な作業又は著しく危険な区域内における作業で、人事委員会が認めるもの」を「大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業」に、「1,680円」を「1,080円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

- (1) 第1項各号の作業が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額
- (2) 第1項各号の作業が著しく危険であると人事委員会が認める場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額
- (3) 第1項各号の作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。

第94号議案

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための
地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための地方
警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成24年島根県条例第34号）の一
部を次のように改正する。

第3条中「同条第2項」の次に「及び第3項」を加え、「1,680円」を「これ
らの規定による額に同条第2項に定める額の100分の100に相当する額を加算した
額」に改める。

第5条中「同条第2項」の次に「及び第3項」を加え、「1,680円」を「これ
らの規定による額に同条第2項に定める額の100分の100に相当する額」に改め、
「定める額」の次に「を加算した額」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東日本大震災及び
東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務
手当の特例に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。

第95号議案

島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例

島根県国民健康保険条例（平成29年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた」を削り、同条第2項中「算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた」を削り、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条各号、第14条、第17条各号及び第18条中「算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第96号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表社会福祉士及び介護福祉士修学資金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第97号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例

(島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第46条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

(島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年島根県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第17条第3項の表(1)の項中「30人」を「25人」に改め、同表(2)の項中「20人」を「15人」に改める。

(島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第3条 島根県認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年島根県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第46条第2項の規定は、適用しな

い。この場合において、第1条の規定による改正前の島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第46条第2項の規定は、この条例の施行の日（次項及び附則第4項において「施行日」という。）以後においても、なおその効力を有する。

3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第17条第3項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第17条第3項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

4 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の島根県認定こども園の認定要件に関する条例第9条第1項第3号及び第4号の規定は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の島根県認定こども園の認定要件に関する条例第9条第1項第3号及び第4号の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。